

診察室から こんにちは

ながまつ産婦人科・小児科
(レディースクリニック)

永松 晃

☎72-3788

南海本線鳥取ノ荘駅前(阪南市)
<http://www.rinku.zaq.ne.jp/nagamatsu>

ご存知ですか還付金の話

意外と知らない方が、多いのが医療費に関するお話です。お産や手術を受けられた場合にいろいろな還付金があります。主なものは三つあります。

1.まず、分娩手当金があります。

これは、妊娠四ヶ月以降の分娩、流産(中絶も含む)に対して一律30万円が健康保険(会社員)、又は国保(市町村の窓口)より支給されます。

手術を受けられた場合は休業手当が健康保険にはあります。

2.次に、高額療養費制度があります。

一般には、一ヶ月で、6万3,600円を超えた分が還付されます。帝王切開や、婦人科の開腹手術で、保険部分が20万円としますと、13万6,400円が還付されることになります。

3.次に、自分で加入されている生命保険があります。入院は勿論、日帰

りの手術でも、支払われる事があり、流産手術(週数)に関係ありませんが、

中絶は除かれます)や、円錐切除等が相当します(ボリープ切除は除かれます)。また、卵管結扎術やビラン治療も、支給されるようですが、これは、その保険内容によります。特に、流産はほんとに残念な事ですが、せめてせっかく加入された方が多いのも残念な事です。当院では、お帰りになられる折、説明させてもらっています。

尚、医療費の領収書はぜひ、残しておきましょう。次の年の税金の還付を受けられる場合もあります。(10万円以上の部分が課税所得から控除されます)

以上、医療費の還付について、書かせていただきましたが、詳しいことは電話でお問い合わせ下さい。

インフルエンザ予防接種

インフルエンザが流行する前に、特に子供さん・受験生・仕事を休めない方は受けておきましょう。今年は10月15日から開始します。阪南市の65歳以上の方は無料です。一般の方は一回2,500円(小学生以上)、幼児は2,000円です。なるべく電話で予約してください。

次回は、問合せの多い無痛分娩について書かせていただく予定です。